

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。通告に従い順次質問いたします。

質問の1点目は、“家族従業者の給料を必要経費と認めない”所得税法第56条について質問いたします。今議会に「所得税法第56条の廃止を求める」請願が出されています。私は、この所得税法第56条を廃止することは、家族従業者が人間らしく生きるための当たり前の要求であるという立場から、市長の政治姿勢にかかわる問題として認識を問いたいと思います。

所得税法第56条とは、「生活を一にする配偶者とその親族が事業に従事し、対価の支払いは必要経費に算入しない」というものです。平たく言うと、家族が働いている場合は、どんなに長い時間働いたとしてもその働き分は給料とは認めず、事業主の所得から控除される働き分として、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円しか認めない、と言うものです。

家族従業者は、この僅かな控除しか所得と見なされないために、社会的にも経済的にもまったく自立出来ない状況におかれているわけです。

アメリカやイギリス、ドイツ、フランスなど世界の多くの国々では、家族従業者の賃金は経費として認め、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価しています。経費として認めることが世界の流れとなっています。

私は、所得税法第56条は次の点で大きな問題があると考えます。

最大の問題点は、実際に働いている人間の正當な給与を、税法上、否定している。法律の一つに過ぎない所得税法が、なぜ人間が実際に労働したという事実を否定することができるのか、という点です。人間が働いたら、その労働にふさわしい給与を受け取るのは当然のことではありませんか。

2点目は、昨年9月議会において、わが党の田儀議員の質問に対して、「青色申告にすれば必要経費に算入できる」と当時の中山総務局長がお答えになりました。しかし、実際におこなわれた人間の労働について、税務署が申告の形式をもって、認めるとか認めないとか勝手に判断すること自体がおかしいことではありませんか。

3点目は、家族従業者のうち8割が女性で、事業主の配偶者や娘という事実です。

戦前の1887年に制定された所得税法は、家父長制のもと世帯主が納税するものとされていました。1950年から個人単位課税に変えられたものの、56条は差別的に残されました。これは、国家権力が、家父長制を前提にして無償労働を認めてきたからにはほかならず、このことが人格や労働を認めない人権侵害となり、とりわけ女性を苦しめているという点です。

そこで市長にこの所得税法第56条について、2つの角度からお尋ねします。

第1には、日本国憲法の理念に照らしてどうなのかという点です。私は、憲法第11条「基本的人権」に違反し、第13条「個人の尊重」、第14条「法の下での平等」、第24条「両性の平等」、第29条「財産権」などに照らして重大な問題があると考えます。

第2には、女性差別撤廃条約に違反するのではないですか。日本は、1985年に批准していますが、条約は、「締結国の差別撤廃義務」として、「女性に対する差別となる既存の

法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するための全ての適当な措置をとること」を求めています。

さる7月20日から3日間、国連女性差別撤廃委員会で日本政府に関わる審議がおこなわれ、日本からも45団体84人が傍聴に参加しました。その中で所得税法第56条の問題が初めて取り上げられ、女性の人権を否定する法律であることが国際的にも明らかになりました。

市長は、先に示した3つの問題点について、日本国憲法の理念に照らして、また女性差別撤廃条約に照らしてどうお考えか明確にお答え下さい。

私は、この所得税法第56条は日本国憲法の理念に反し、女性差別撤廃条約にも違反する法律であると考えます。市長の賢明な判断を期待しています。

通告の2点目は、市民の健康を守るために、として2点質問いたします。

新型インフルエンザの本格的な流行が宣言され、岡山県でも9月3日、インフルエンザ注意報が発令されました。県は新型インフルエンザ県内流行のピークを10月上旬から中旬と見ており、年内に約39万人が発症し、うち約6千人が入院、約600人が重症化すると予測しているようです。

こうした状況の中、倉敷市では市長を本部長に新型インフルエンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザ対策の充実を図られていることと存じますが、本市においても4日から倉敷養護学校が学校閉鎖になるなど教育現場への影響も出始め、感染対策への対応強化が急がれる事態になってきました。

日本共産党倉敷市議会議員団は、去る8月25日、新型インフルエンザ等に関する医療体制の充実を求めて緊急申し入れをおこないましたが、ここで改めて、以下の点について対策の強化を求めて質問いたします。

1点目は、感染状況について、市民や医療関係者への情報提供や広報の体制はどう構築していくのでしょうか。また、この間、臨時の看護師を2名増員し、相談体制の強化を図られたとのことですが、今後の流行に備え人員の増員が必要なのではないですか。

2点目、医療供給体制の確保はどうなのでしょう。

3点目、ワクチンの優先接種順位の案が厚労省より発表されましたが、ワクチンを安全に接種できる体制の確立はどうなのでしょう。

4点目、予防や治療にかかる医療費の負担軽減を求める問題ですが、先日の議会答弁では、「国の方針に従って検討する」とのことでした。9月8日厚労省が行った自治体担当者会議の中では「ワクチン接種は実費負担」とされたようですが、改めて、特に18歳以下の子ども、基礎疾患を持つ人などを対象に予防接種費用の公費助成を求めますがどうですか。

5点目は、すみやかに医療機関にかかれるように、国民健康保険証が取り上げられた世帯への保険証を発行することを求める問題です。新型インフルエンザ対策に限っては、先日、田儀議員への質問に対して、「特例として資格証も保健証と同じ扱いにする」との答弁でありましたので、100歩譲って、保険証の発行を求める件では、また別の機会に議論をしたいと思えます。

しかしながら、一言だけ申し上げておきたいと思えます。

国保資格証では受診抑制が起きると言うことです。先日、相談を受けた方の話ですが、様々な理由で保険料の支払いが滞り、保険証の取りあげを受け資格証にかわっていました。持病の治療に少なくとも月に1回は診察を受けなければならないのですが、10割負担です。1回の受診が精一杯なんです。保険料の納付相談も市役所の敷居が高い。そのため、調子が悪くても持病の診察以外は我慢していたと言うのです。

このような実態があることをよく受け止めていただきたいと思います。そして、周知はくれぐれも徹底を図ってもらいたいと思います。

以上、答弁を求めます。

この項の2点目は、新型インフルエンザ対策とも関係するのですが、肺炎予防に有効といわれている肺炎球菌ワクチンの接種に公費助成を求めたいと思います。

本年2月の定例会でも取り上げましたが、今回、新型インフルエンザの本格的流行という事態を迎えて、新たな対応が必要ではないでしょうか。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まっても、住民が予防接種を受けられるまでには時間がかかります。この状況の中では基礎疾患を持つ方にとっては、肺炎を予防することが特に重要であることが指摘されています。

日本感染症学会がこの5月に「一般医療機関における新型インフルエンザへの対応について」という緊急提言を発表しました。この中には、「重症例には細菌性肺炎が多く見られる」「細菌性肺炎では肺炎球菌肺炎の頻度が最も高く重症化し易いから、接種対象として肺炎球菌ワクチンの添付文書に挙げられている65歳以上の高齢者や慢性の呼吸器疾患並びに慢性心疾患、糖尿病などをお持ちの患者にはこのワクチンの接種を積極的に考慮してください。また、肺炎球菌ワクチンの接種については、今回の流行を受けて海外でもさらに推奨する動きがあります」と、ワクチン接種の必要性が説かれています。

先日、NPO法人県腎臓病協議会、倉敷市腎臓病協議会の皆さんがワクチン接種の公費助成を求めて倉敷市に申し入れをおこなったとお聞きしております。接種費用負担が大変なんです。季節性インフルエンザは3~4千円前後、新型インフルエンザは6~8千円前後、肺炎球菌も同様に6~8千円前後といわれています。

前回の質問でも述べましたが、肺炎球菌ワクチン接種で通院、入院が減少し、結果として老人医療費の削減につながったとの報告も各地でなされています。

県内では、真庭市、総社市、勝央町、奈義町、美咲町、和気町の6市町で助成制度が始まっています。本市においても肺炎球菌ワクチン接種の公費助成に踏み切るべきだと考えますがどうですか、答弁を求めます。

次に、新型インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン接種の公費助成に地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用を考えることはしなかったのですか、この点についてもお聞きしておきます。

通告の3点目は、災害から市民の安全を守るために2点質問いたします。

今年は、梅雨明けの遅れ、集中豪雨、例年に比べ多い降雨と日照不足など気象の異常が続きました。

7月末に九州北部と中国地方を襲った集中豪雨では、30人の死者と、51棟の全壊を含む1万1千6百棟を超える住宅被害がおきました。8月の台風9号では、26人の死者・行方不明者と、192棟の全壊を含む6千8百棟を超える住宅被害です。

倉敷市においても7月20日の集中的な豪雨で児島阿津地区では窪地のポンプが機能せず自動車3台が冠水。児島稗田町、児島小川ではがけ地の小規模な崩落が起きました。また、8月2日には郷内地区で水路が溢れて床下浸水3軒の被害が起きています。

気象の異常を防ぐのは簡単ではありません。しかし、気象の異常は防げなくても、十分な対策をとれば被害を減らすことはできます。備えを怠らず予防に努めることこそ、最大の対策です。

倉敷市においても倉敷市地域防災計画・水防計画にもとづき砂防、河川、ため池などの水害予防対策を講じているわけですが、今日のこうした異常気象に伴うゲリラ豪雨、異常出水等から市民生活の安全を守るために、こういった計画・対策を考えられているのかお示し下さい。

この項の2点目は、住宅の耐震改修補助事業の拡充を求めて質問いたします。

今年の7月27日に地震調査研究推進本部から、「全国地震動予測地図」が公表されました。これは、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率というものの分布図です。この図面によると、倉敷市は、市役所付近において17.5%の確率の地域に属しています。東南海・南海地震が今後30年以内に60～70%（H19.1.1現在）の確立で発生すると言われているなか、住民の命と財産を守るために地方自治体の果たす役割は重大です。

本市においても平成20年3月倉敷市耐震改修促進計画を策定し、その中で「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害の軽減を目指す」としています。

既存住宅の耐震化を進めていく上で、耐震診断補助は平成14年から、耐震改修補助は平成19年から実施され、徐々にではありますが耐震診断・改修が行われるようになってきました。しかしながら、予算措置をしている戸数には達していません。

その原因としては、倉敷市耐震改修促進計画の中でも触れられています。「耐震改修に要する費用負担が大きいことなど経済的な理由から住宅の耐震改修を断念する傾向が強いことが考えられる」とあります

全国的にも経済的な理由が住宅の耐震化が進まない原因の一つであると言われています。

耐震改修工事は、倒壊の可能性があるとされた構造評点1.0未満の住宅を1.0以上にするのが通常の補強工事です。しかし、市民の経済的な負担を軽くし、少しでも住宅の強度を上げることで今以上に市民の安全性が保たれるなら補助をしようという考えから、部分的な改修あるいは構造評点が1.0に達しなくても補助をおこなう自治体が現れてきました。

東京都墨田区や愛知県安城市などでは構造評点が改修前よりも数値が上がれば補助をする。京都市や福岡市などでは1階部分だけを構造評点1.0以上に改修する部分改修型の補助を実施しています。加えて京都市では、1階シェルター補強型といって、1階にある寝室などの主な生活空間をシェルター化することにより、生存空間を確保することも補助対象となっています

本市においても、こうした簡易改修あるいは部分改修にも補助の道を開くことは出来な

いでしょうか。倉敷市耐震改修促進計画「部分的・簡易的な耐震補強の検討」の項では、「部分的・簡易的な耐震補強の方法も検討に加えます」と書かれてあります。

部分的あるいは簡易的な耐震改修にも補助事業の拡大を求めたいと思いますがどうでしょうか、答弁を求めます。

最後の質問は、市民の生活環境向上と中小零細企業支援について質問いたします。

昨年末からの経済危機の中、雇用情勢の悪化と景気の後退がすすみました。賃金が減少する中で個人消費が伸びないことが、多くの中小企業の経営を圧迫し、暮らしを大変厳しいものにしています。

そこで、個人消費を応援し、市内の業者さんも応援でき、地域経済の振興もはかれる住宅リフォーム助成制度の創設を求めたいと思います。幾度かこの議場で求めたものですが、この制度は、住宅のリフォームを地元業者に依頼した場合、自治体が工事費の一部を施主に助成するというものです。

全国商工新聞によると、この5月11日調べで、全国19都道府県83の自治体で実施されていると報道されています。

鳥取県琴浦町では、この度「住宅リフォーム助成制度」を実施しました。国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用しての事業で、工事費の10%、限度額10万円で200件を予定にし、2000万円を予算化したとされています。このように補助率が10%ですから、予算に対して10倍の2億円の経済波及効果があることとなります。

倉敷市においても、「住宅リフォーム助成制度」の実施に踏み切るべきだと思いますが、答弁を求めます。

また先に紹介した鳥取県琴浦町のほか宮崎県日向市などでも、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用しています。この交付金を使って先ずやってみるという考えはありませんか。今日の深刻な実態を少しでも和らげるためにも実施をのぞみます。答弁を求めます。

以上、質問といたします。